

困った時の相談窓口

【篠山市内】

相談の内容	相談窓口	電話	時間	その他
人権相談 女性のための悩み相談	人権推進課 (第2庁舎 1階)	552-6926	9:00~ 17:00	
総合生活相談	畑ふれあい館	552-4401	8:45 ~ 17:15	身近な相談窓口として、 人権や生活上のさまざま な相談をお聞きします。 必要に応じて関係機関へ つなぎます。
	日置ふれあい館	556-2850		
	西紀ふれあい館	593-0093		
	味間ふれあい館	594-1003		
	古市ふれあい館	594-1001		
ふくし総合相談窓口	地域福祉課	554-2511	8:30 ~ 17:15	どこに相談すれば良いのかわ からない等、どんなささいなこ とでも結構です

【兵庫県男女共同参画センター】

種 類	相談方法	電話番号等	実施日時	
女性のためのなやみ相談 (女性カウンセラー)	電話(直通)	078-360-8551	月~土曜日	9:30~12:00 13:00~16:30
	面接(要予約)	078-360-8554	月~金曜日 土曜日	11:00~18:40 9:20~16:50
法律相談(女性弁護士)	面接のみ※なやみ相談(面接)後に予約		毎月 第2水曜日(原則)	
男性のための相談 (男性臨床心理士)	電話	078-360-8553	毎月第1・3火曜日	17:00~19:00
女性のためのチャレンジ相談 (女性社会保険労務士等)	電話・面接 (要予約)	078-360-8554	毎月第1~4木曜日	10:00~13:00
情報相談(情報アドバイザー)	電話(直通)	078-360-8557	月~土曜日	9:00~17:00
不妊・不育専門相談 (助産師等)	電話(直通)	078-360-1388	毎月第1・3土曜日	10:00~16:00
	面接(要予約)	078-362-3250	毎月第2土曜日	14:00~17:00
思いがけない妊娠(SOS) (助産師)	電話(直通)	078-351-3400	月曜日と金曜日	10:00~16:00
	メール相談 http://ninshinsos-sodan.com		随時受け付け 返信は原則として1週間以内	

【その他(DV等)】

相談先	電話番号	実施日時等
兵庫県立女性家庭センター (兵庫県配偶者暴力相談支援センター)	078-732-7700	毎日9:00~21:00 緊急時は24時間対応しています
兵庫県警察本部 ストーカー・DV相談	078-371-7830	毎日 24時間
神戸地方方法務局女性の人権ホットライン	0570-070-810	月~金曜日(祝日・年末年始を除く) 8:00~16:00

【問い合わせ先】

篠山市市民生活部人権推進課
電話番号: 079-552-6926 FAX: 079-554-2332
Eメール: jinken_div@city.sasayama.hyogo.jp

篠山市男女共同参画センター情報紙

フィフティだより

~一人ひとりが輝く社会をめざして~

第38号 平成29年6月

Sasayama City
Gender Equality Center



【発行】
〒669-2397 兵庫県篠山市北新町41
篠山市役所第2庁舎1階
篠山市市民生活部人権推進課
電話: 079-552-6926
FAX: 079-554-2332

あれから22年、阪神・淡路大震災が教えたもの ~男女共同参画の視点から~

阪神・淡路大震災 あれからすでに22年が過ぎました。
震災は忘れることのできない悲しい出来事です。
でも、直後から隣近所が助け合い励まし合った姿は
人と人が支え合いながら生きていく大切さを教えてくれました。



講師の中尾さんは地震直後から避難所となった芦屋市の隣保館で館長として、住民400人と聴覚障害者7人とともに数か月間生活をともにしながら避難所運営にあたられました。
震災という非日常の中でトラブルはなかったのでしょうか。
あったとすれば、どのように乗り越えられたのでしょうか。

一人ひとりがかげがえのない人間として、尊重された避難所生活とは？
避難所でのいくつかの出来事を通して
男女共同参画ということをとともに考えたいと思います。



男女共同参画研修会

日 時 平成29年 **7月7日(金)**午後7時30分~9時(予定)

場 所 篠山市民センター2階 催事場1・2

講 師 中尾 由喜雄 さん
全国隣保館連絡協議会常任顧問兼事務局長

申 込 不要、当日会場に直接お越しください

託 児 有り、7月3日(月)までに下記まで申し込みをお願いします

問合先 篠山市市民生活部人権推進課
電話/552-6926 ファクシミリ/554-2332

※ 手話通訳あります



男女共同参画週間

6月23日～29日

「男女共同参画社会基本法」が公布・施行された平成11年6月23日を踏まえて、毎年6月23日～30日までの1週間を「男女共同参画週間」として設定されました。

「男女共同参画週間」は男女がお互いに喜びを分かち合い、責任を分担しながら、性別にこだわらずに、個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会をめざして、目的や基本理念の理解を深め、職場や学校で、地域で、家庭で「男女共同参画社会」の実現に向けて取り組みましょう。



平成29年度男女共同参画週間キャッチフレーズ



「男で〇、女で〇、共同作業で〇」
(男でまる、女でまる、共同作業でにじゅうまる)

男性の暮らし方・意識が変われば日本も変わる

内閣府が設置した「男性の暮らし方・意識の変革に関する専門調査会」が平成29年3月に公表した報告書では次のような結果を明らかにしています。

日本の6歳未満の子どもを持つ夫の1日あたり平均家事・育児時間は67分。アメリカやイギリスなど、欧米主要国では150～200分でその差は約2～3倍。

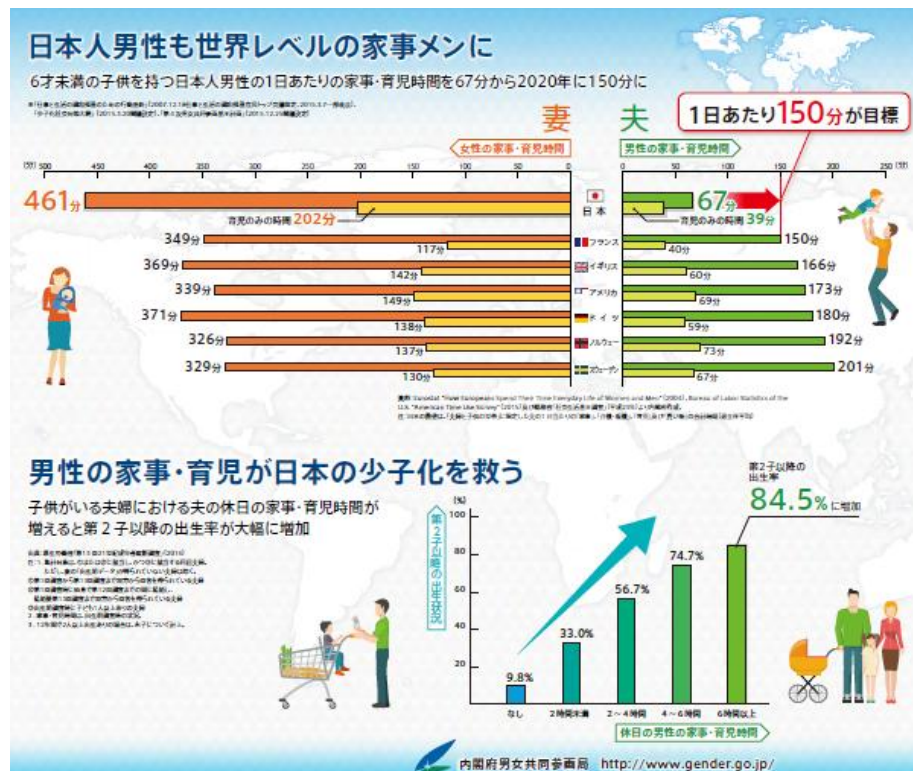
一方、日本の妻は461分で、夫の約7倍。夫婦の家事・育児時間の合計は、各国でほぼ同程度であることから、日本の夫の家事・育児時間は各国より非常に短く、妻の家事・育児等の分担割合が高いことがわかる。

また、男性の家事・育児等への参画については次のような意義があると述べています。①男性に生活者の視点や経済感覚が身につく、多様な視点を持つ機会となる、②女性の家事育児等の負担の軽減により、社会参画のハードルが下がる、③女性社員がますます能力を発揮しやすくなる一方、男性社員のコミュニケーション力やマネジメント力が向上し、企業の生産性やダイバーシティが向上する。さらに、夫の休日の家事・育児時間と第2子以降の出生率に正の相関関係があることを示しています。つまり、男性の家事・育児参画を促進することは、少子化対策にも寄与すると考えられます。

(ひょうご男女共同参画ニュース4月号より抜粋)

都道府県別に見ると、兵庫県の夫の家事・育児時間は51分で全国平均の67分より短く最も長い秋田県の104分の半分以下です。

篠山市のデータはありませんが、夫婦とともに家事も育児も分担しながら、より良い楽しい家庭生活を営みたいものです。



下記ホームページからダウンロードできます。
<http://www.gender.go.jp/public/conceptposter/index.html>

男女共同参画社会の実現をめざして、篠山市が設置している篠山市女性委員会が3月21日、市長に提言報告書を手渡しました。

これまでの震災の教訓から、避難所に間仕切り用パーテーションがないことや、街灯がなく暗い野外のトイレを利用することに不安を感じたことなど、女性の視点から問題点を整理されました。

また、災害時の不安やストレスが暴力となり、女性や子どもに向けられてしまうこともあることから、安全で安心な避難生活のために必要なことについて話し合い、提言されました。

提言報告書は市ホームページに掲載しています。防災食調理実習で学ばれたレシピも紹介していますのでぜひご覧ください。



提言報告書の内容(抜粋)



男女共同参画の視点に立った防災研修や訓練

- 男性や学生による炊き出しや、ケガに対する応急手当の訓練
- 避難所生活において起こり得る、暴力やいじめ、嫌がらせなどを出さないための人権啓発

「主体的な担い手」としての女性の参画

- 組織のリーダーに複数の女性を含めるよう配慮する
- 女性自らも防災の主体的な担い手であることを自覚し、平時から地域で行われる行事や訓練に積極的に関わる

女性の視点を取り入れた安全・安心な避難生活

- プライバシーおよび安全・安心の確保の観点からの対策(乳幼児のいる家庭用エリア、女性だけの世帯用エリアの設定、間仕切り用パーテーションなどの活用)
- 性暴力被害者を出さないための対策(同性の支援者に相談できる体制整備、定期的なパトロール)
- 女性のニーズに配慮した物資の供給



女性の視点を災害時の避難生活にいかすために
第8期篠山市女性委員会が提言報告

